

（参考１）経理的基礎の審査に係る書類について

【提出書類】

① 基本書類

<法人の場合>

- ・事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式５）
- ・直前３年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ・直前３年の法人税の確定申告書（別表一、別表四）
- ・直前３年の法人税の納税証明書（その１）

<個人の場合>

- ・事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式５）
- ・資産に関する調書（様式６）
- ・直前３年の所得税の確定申告書の写し
- ・直前３年の所得税の納税証明書（その１）

② 追加書類

<法人の場合>

- ・収支・資金計画書（法人用）（書式１）
- ・売上高内訳書（書式３）

<個人の場合>

- ・収支・資金計画書（個人用）（書式２）
- ・売上高内訳書（書式３）

※追加書類については、左記の書類に代えて、中小企業診断士、公認会計士等の診断書等も可としますが、内容として必ず左記追加書類の内容を含むものとしてください。

※１年間の売上高の前期比伸び率が１５％を超える場合、又は基本書類が１期分も提出できない場合は、三重県との協議の上で中小企業診断士が作成した診断書を提出してください。

提出書類は下表を参照してください。

なお、必要に応じて別に書類を求めることがあります。

<法人の場合>

ケース	自己資本比率 (直前期)	当期純利益 (3年平均)	経常利益 (3年平均)	必要書類等
ケース1	10%以上	プラス	プラス	基本書類
ケース2		プラス	マイナス	
ケース3		マイナス	プラス	
ケース4		マイナス	マイナス	
ケース5	0%以上10%未満	プラス	プラス	基本書類＋追加書類
ケース6		プラス	マイナス	
ケース7		マイナス	プラス	
ケース8		マイナス	マイナス	
ケース9	0%未満 【債務超過】	プラス	プラス	基本書類＋追加書類
ケース10		プラス	マイナス	
ケース11		マイナス	プラス	
ケース12	直前3年の基本書類を提出できない法人			
ケース13	0%未満 【債務超過】	マイナス	マイナス	不許可

<個人の場合>

ケース	直前期の資産状況	直前3年の所得税の納税状況	必要書類等
ケース1	資産≧負債	納税が発生している年がある	基本書類
ケース2		毎年、納税が発生していない	
ケース3	資産<負債	－	基本書類＋追加書類
ケース4	直前3年の基本書類を提出できない個人		

※納税状況については、「納税が発生していない」場合でも、青色申告特別控除前の金額（白色申告では収支内訳書の所得金額）がプラスであれば、「納税が発生している」ものとして取り扱います。

経理的基礎の審査の考え方については、本県において別途定める「産業廃棄物処理業等許可に係る経理的基礎の審査ガイドライン」を参照してください。